平成２３年（フ）第１７８号
広島県呉市広本町１丁目３番21―1106号
債務者　中島　正義
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７９号
広島県呉市広本町１丁目３番21―1106号
債務者　中島　幸惠
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１８２号
広島県呉市焼山北１丁目20番15号
債務者　庄原惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４８４号
大分市敷戸西町12番８―304号
債務者　河村　稔裕
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
宮城県大崎市古川旭３丁目２番３号　コーポＳＴ旭Ｃ棟Ｃ－１号、従前の住所宮城県大崎市古川清水字藤棚７番地１
債務者　氏家　君夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
宮城県大崎市古川福沼３丁目18番26号　喜藤アパートⅡ203号、従前の住所宮城県大崎市田尻沼部字８丁目131番地５
債務者　千葉　進
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目15番８―701号
債務者　松浦　明仁
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８０９号
千葉県松戸市栄町５丁目312番地　サンライズＡ棟107号
債務者　関　恒雄
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１２号
千葉県柏市新富町２丁目16番33号　コーポなつみ202号
債務者　エボウワン真友美（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４６号
兵庫県川西市萩原３丁目２番１号
債務者　岩尾　明
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７３号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目281番地　グランドワコー201号
債務者　日野山要一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８０号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番２―103号
債務者　澤邊　裕之
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４０２号
兵庫県伊丹市中野北３丁目２番21号
債務者　濱田　繁子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４０７号
兵庫県伊丹市西野６丁目29番地５
債務者　餅　勝生
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４１４号
兵庫県川辺郡猪名川町原字芝脇287番地の44
債務者　松尾　和子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７９９号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番45―1101号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目24番地18
債務者　沖山　弘
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３５号
兵庫県芦屋市宮川町１番15号、前住所神戸市兵庫区下沢通２丁目１番23―206号
債務者　後藤　美和
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係